

札幌市国民健康保険条例の一部改正について

低所得世帯に対する保険料軽減基準の拡大

○内容

国民健康保険法施行令の改正に合わせ、低所得世帯に対する保険料軽減基準の拡大を行った（4年連続の拡大）。

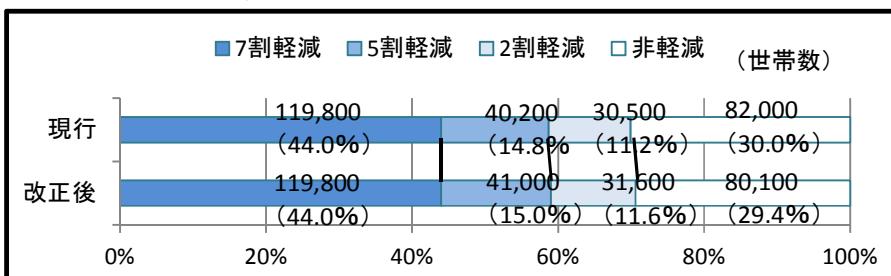
区分	現行基準（世帯所得で判断）	改正後基準（世帯所得で判断）
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円+（被保険者数 × 26万円 ）以下	33万円+（被保険者数 × 27万円 ）以下
2割軽減	33万円+（被保険者数 × 48万円 ）以下	33万円+（被保険者数 × 49万円 ）以下

○影響

軽減対象世帯の増加

軽減拡大の対象となる世帯は、約1,900世帯。

軽減額は、約5,300万円増額となる。



※全軽減世帯は約19万2千世帯（全体27万2千世帯の7割）になる。

【モデルケース】給与2人世帯（介護分あり）の場合

年 収	28年度	29年度	差 額
給与 213万円 (非軽減→2割軽減)	254,250円	237,660円	▲16,590円
給与 152万円 (2割軽減→5割軽減)	167,780円	137,570円	▲30,210円

地方税法等の一部改正に伴う規定整備

○内容

地方税法等の一部改正による国民健康保険法施行令の改正に合わせ、旧ただし書き所得（所得割額の算定に係る所得）の規定及び軽減判定用所得（被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減に係る所得）の規定の整備を行った。

○地方税法の主な改正内容

①上場株式等の譲渡損失は、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得から控除できる。平成28年分以降の申告分離課税を選択した上場株式等や特定公社債等の譲渡損失は、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等の所得間の損益通算ができることとなった。

②株式等の譲渡所得等の分離課税制度について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を区分し、別々の分離課税制度とされることとなった。また、上場株式等は特定公社債と、非上場株式等は一般公社債とそれぞれ損益通算ができることとなった。（下図参照）

